

水道料金改定のお願い

令和5年9月分から

お問い合わせ
(担当)
水道課水道業務係
(電話)
025-774-3141

南魚沼市 上下水道審議委員会

検索



料金改定の審議内容は
上のコードを読み取る
とご覧いただけます。

水道料金改定の背景

- 現行の料金体系の不公平感
- 使用水量の減少による将来収支の悪化予測

➡ 現行の料金体系は一律の基本料金のため、**使用水量の少ない一般家庭に重い負担**がかかっています。そのため、**使用水量に応じた公平な料金負担**となるよう、**メーター口径ごとの料金体系へ見直し**しました。

口径別の料金体系へ

公平な料金
負担へ

現行（用途別）

▷ 一般用

▷ 公衆浴場用
▷ 温泉旅館用
▷ 臨時用



継続

▷ 公衆浴場用
▷ 温泉旅館用
▷ 臨時用

改定（口径別）

▷ 口径ごとの基本料金
▷ 基本水量の原則廃止(*)
▷ 従量料金逡減型の廃止

※リゾートマンションについては基本水量
10m³を継続します。

改定のポイント

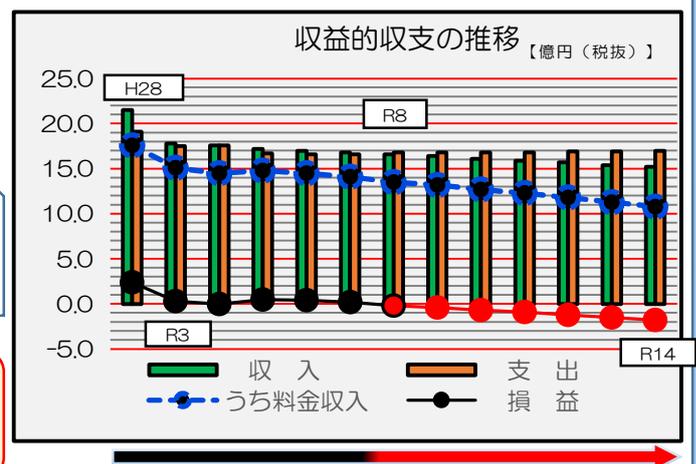
- ①メーター口径が大きくなるほど施設の維持管理費も大きくなることから口径別の基本料金を設定しました。
- ②使用水量の少ない使用者の割高な料金負担を軽減するため、10m³の基本水量を廃止しました。
- ③使用水量に応じた負担となるよう、従量料金を均一化しました。
- ④全体の改定率（値上げ率）はマイナス0.4%で、現行の料金収入とほぼ同程度の収入が確保できる見込みです。

将来の収支予測

令和8年度以降**赤字経営**が見込まれます

▷ 水の使用量の減少による**収入減**
▷ 施設老朽化により**修繕費は一定額が必要**

将来の料金算定が適正・公平なものになるような見直しです。



料金表（一般用・税込）

今回の改定により、旧簡易水道地域（後山、辻又、栃窪、岩之下、清水の一部）もその他の地域と同一の料金となります。

基本料金 水道メーターごとに毎月かかる料金

口径	改定後新料金		改定前料金	
13mm	1,628円	「基本水量」 なし	2,460円 (旧簡易水道地域 は2,246円)	「基本水量」 10m ³ まで
20mm	1,683円			
25mm	1,760円			
30mm	3,300円			
40mm	4,950円			
50mm	10,560円			
75mm	28,270円			
100mm以上	86,350円			

従量料金 使用水量1m³ごとに加算される料金

口径	改定後新料金		改定前料金（口径に関係なく）	
13mm 20mm	1m ³ から 10m ³ まで	77円	11m ³ から 5,000m ³ まで	246円
	11m ³ 以上	242円	5,001m ³ から 10,000m ³ まで	214円
25mm以上	1m ³ 以上	242円	10,001m ³ 以上	134円

改定でどれくらい変わるの？

1か月の水道料金（税込）の比較です。
使用水量は、令和3年度の各口径の平均使用水量です。
なお、下水道使用料の改定はありません。



口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
使用水量	16m ³	18m ³	42m ³	84m ³	116m ³	255m ³	655m ³	2,156m ³
改定前	3,936円	4,428円	10,332円	20,664円	28,536円	62,730円	161,130円	530,376円
改定後	3,850円	4,389円	11,924円	23,628円	33,022円	72,270円	186,780円	608,102円
改定率 Δ0.4% (全体)	Δ2.2%	Δ0.9%	15.4%	14.3%	15.7%	15.2%	15.9%	14.7%
差額	Δ86円	Δ39円	+1,592円	+2,964円	+4,486円	+9,540円	+25,650円	+77,726円

改定後料金の計算方法（口径13mm 使用水量16m³の場合）

基本料金：1,628円

従量料金：（10m³まで）77円×10m³=770円 （11m³以上）242円×6m³=1,452円

合計 3,850円

料金表（特殊用・税込）

※「臨時用」料金の改定はありません。
基本料金：10㎡まで 3,850円
従量料金：11㎡以上 385円（1㎡あたり）

▷ 地域の特性を活かした三つの料金

① 公衆浴場用 継続し、一般用に合わせて値上げします。



区分	改定後新料金		改定前料金	
	基本料金	18,370円	「基本水量」 300㎡まで	16,042円
従量料金 (1㎡あたり)	77円	301㎡以上	69円	301㎡から 1,000㎡まで
			48円	1,001㎡以上

一か月の 料金比較	使用水量 (令和3年度平均)	改定後新料金	改定前料金	差額	改定率
		318㎡	19,756円	17,284円	2,472円

② 温泉旅館用 継続し、一般用に合わせて値上げします。

区分	改定後新料金		改定前料金	
	基本料金	59,400円	「基本水量」 300㎡まで	50,264円
従量料金 (1㎡あたり)	187円	301㎡から 1,000㎡まで	171円	301㎡から 1,000㎡まで
			95円	1,001㎡以上

一か月の 料金比較	使用水量 (令和3年度平均)	改定後新料金	改定前料金	差額	改定率
		582㎡	112,134円	98,486円	13,648円

③ リゾートマンション用基本料金

リゾートマンション用従量料金

一般用と区別し、新設します。

下表は1か月あたりの料金です。実際には、リゾートマンションは3か月ごとの検針、料金算定となります。

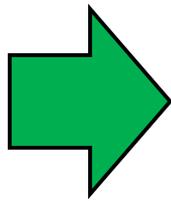
口径	改定後新料金 「基本水量」10㎡まで
13mm	2,398円
20mm	2,453円
25mm	4,180円
30mm	5,720円
40mm	7,370円
50mm	12,980円
75mm	30,690円
100mm以上	88,770円

区分	改定後新料金 (口径に関係なく)
11㎡以上 (1㎡あたり)	242円

- ▷ 「一般用」とは異なり、基本料金には10㎡までの基本水量を設定します。
- ▷ 共用部分のメーターは従量料金のみとなり、1㎡から加算されます。

福祉減免制度は終了します

水道の使用量が少ないのに割高な基本料金を負担している「収入が少ない高齢者世帯」に対して、基本料金の一部を減免する福祉減免制度は8月末で終了します。



今回の改定によって、
 ①10m³の基本水量を廃止することにより、高齢者世帯に限らず、**広く使用水量の少ない使用者は、基本料金の割高な負担が軽減されます。**
 ②時限的な減免制度ではなく、水道料金システムの基本事項を改正することにより、**負担軽減が継続されます。**

今後の料金改定について

令和5年度から令和9年度まで5年間

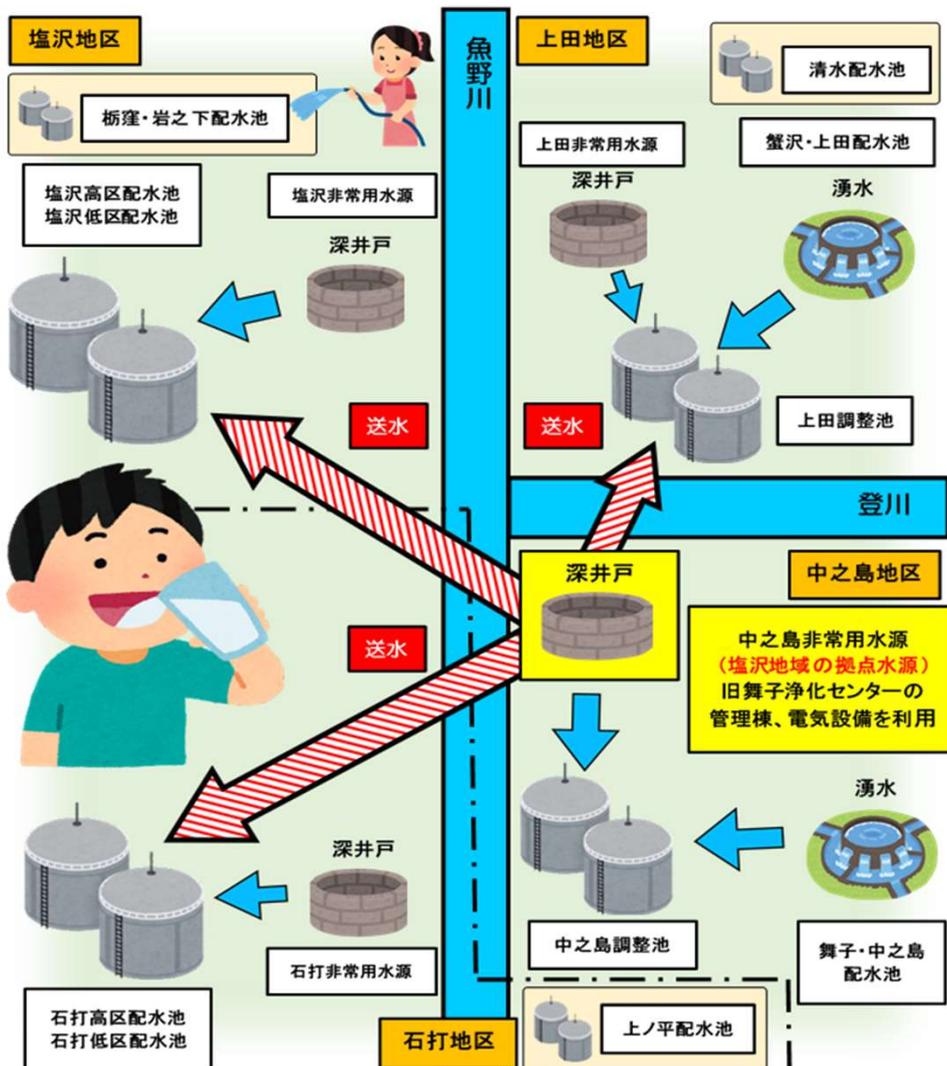
水道メーターの大きさが25mm以上の使用者の値上げを段階的に緩和する措置として一般会計から補助金（繰入金）を5年間の総額1億5千万円を受けます。この補助金によって、**水道メーター25mm以上の平均改定率が29.3%から13.9%に緩和されます。**

水道料金の収支を定期的に確認する方法に改める

令和10年度以降の水道料金

今回改正された水道料金で、必要な経費を賄うことができるのか試算を行い、改めて料金の適正を検討します。なお、**緩和措置の補助金は終了する見込みです。**

塩沢地域“水源再構築”の基本的な考え方



大規模断水を回避するため、既存の湧水水源の利用や深井戸を新設する「**非常用水源**」の整備をしています。将来は、この非常用水源を**常用化**して、畔地浄水場をはじめとする水道施設の更新費用を削減する取組みを塩沢地域から始めています。

塩沢地域は、4地区それぞれ独立した湧水水源と深井戸から通常時は水道を供給します。そして、中之島非常水源を「**塩沢地域の拠点水源**」に位置づけ、どの地区へも送水可能な「水道水源ネットワーク」を構築する事業を進めています。